

別添

経済産業省

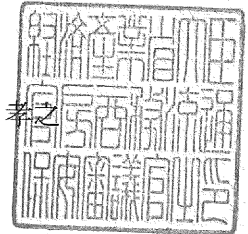
20160524 商局第 2 号

平成 28 年 6 月 8 日

一般社団法人全国LPガス協会

会長 北嶋 一郎 殿

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の
運用及び解釈についての一部改正について

上記の件について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係
政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙のとおり改
正したので通知します。

つきましては、貴団体傘下の関係団体及び会員に周知をお願いします。



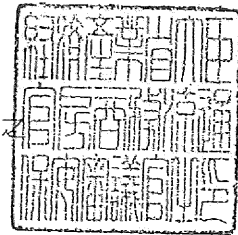
経済産業省

20160524 商局第2号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年6月8日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 住田 孝之



液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈についての一部を改正する規程

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律及び関係政省令の運用及び解釈について（20140901商局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この規程は、平成28年6月8日から施行する。

（経過措置）

第二条 この規程による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の運用及び解釈について第132条（報告）関係の規定による保安業務実施状況報告は、この規程の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始する事業年度について適用し、施行日前に開始した事業年度については、なお従前の例による。

○別添1 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の運用及び解釈について (傍線部分は改正部分)

現 行	改 正 案
<p>第34条 (保安機関の業務等) 関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所を得ることができなときは、この限りでない。」とされているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設(以下「業務用施設」という。)における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合は、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。</p> <p>なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に応じない場合においては、保安機関は、販売業者に対して、当該業務用施設の所在地を管轄する都道府県知事に連絡するよう促すこととする。また、当該連絡を受けた都道府県知事は、必要に応じ、当該一般消費者等に対して、供給設備又は消費設備の点検調査に応じるよう指導されたい。</p>	<p>第34条 (保安機関の業務等) 関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所を得ることができなときは、この限りでない。」とされているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設(以下「業務用施設」という。)における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合は、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。</p> <p>なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に応じない場合においては、保安機関は、販売業者に対して、当該業務用施設の所在地を管轄する都道府県知事に連絡するよう促すこととする。また、当該連絡を受けた都道府県知事は、必要に応じ、当該一般消費者等に対して、供給設備又は消費設備の点検調査に「調査拒否」という。)の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合は、消費設備の調査に係る訪問時に不在であったら、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のため三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。</p>
<p>第34条 (保安機関の業務等) 関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所を得ることができなときは、この限りでない。」とされているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設(以下「業務用施設」という。)における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合は、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。</p> <p>なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に「調査拒否」という。)の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合は、消費設備の調査に係る訪問時に不在であったら、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のため三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。</p>	<p>第34条 (保安機関の業務等) 関係</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 第1項ただし書中「供給設備又は消費設備の設置の場所その他保安業務を行うべき場所を得ることができなときは、この限りでない。」とされているが、料理飲食店、旅館、学校、病院その他これらに類する施設(以下「業務用施設」という。)における供給設備又は消費設備の点検調査の実施について承諾が得られない場合は、保安機関は、当該一般消費者等に係る販売業者は当該一般消費者等から承諾が得られるよう努めることとする。</p> <p>なお、引き続き当該一般消費者等が点検調査に「調査拒否」という。)の例としては、供給設備又は消費設備の点検調査に係る訪問時に対面で拒否された場合は、消費設備の調査に係る訪問時に不在であったら、連絡票を入れたにもかかわらず連絡等がない場合が挙げられる。この場合、調査又は再調査のため三回以上訪問したが、所有者又は占有者から連絡等がない場合も、調査拒否と同様の取扱いとする。</p>

改正案	現行
<p>なお、各都道府県知事は、保安機関に対して、一般消費者等にかじめ点検調査の日時を連絡したり、一般消費者等の都合が良い調査日時を設定したり、前回と別の曜日に再訪問を行うなど、訪問時に不在である確率を減らすよう指導されたい。</p>	<p>3. (略)</p>
<p>4. (略)</p>	

改正案

現行

第36条 (供給設備の点検の方法) 関係

1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。

また、液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、工事終了後、規則第18条第9号に規定する気密試験を実施して合格した供給設備を用いて、直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。

さらに、「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）」は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。

第37条 (消費設備の調査の方法) 関係

1. 第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。

また、同欄中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。

2. ～4. (略)

第38条 (周知の方法) 関係

1. 「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を

第36条 (供給設備の点検の方法) 関係

1. 第1項第1号表下欄中「供給開始時」とは、一般消費者等に対し新たに供給を開始しようとするときをいう。

液化石油ガス販売事業者が自ら工事を行い、その終了後規則第18条第9号の規定により気密試験を実施し合格した供給設備により直ちに供給を開始しようとするときは、供給開始時の漏えい試験は省略できるものとする。

「充てん容器等の交換時（充てん容器等の交換が毎月1回以上行われる場合にあっては毎月1回以上）」は、容器交換時とは別に月1回の検針時をもって点検を実施しても差し支えない。

第37条 (消費設備の調査の方法) 関係

1. 第1号表中「液化石油ガスの最初の引渡し時」とは、容器に充てんされた液化石油ガスを現に引き渡すときをいう。

2. ～4. (略)

第38条 (周知の方法) 関係

(新設)

改正案

開始しようとするときをいう。ただし、液化石油ガス販売事業者が、他の液化石油ガス販売事業者の事業の全部又は一部を承継したときは、当該「供給開始時」には当たらないこととする。

2. ～ 5. (略)

現行

1. ～ 4. (略)

改正案

第132条（報告）関係

様式2

保安業務実施状況報告書

年 月 日

股

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 保安業務実施状況
事業所の名称
事業所の所在地
保安業務資格者の数
人（うち、保安業務に係る技術的能力の基盤等の細目を定める告示（平成9年通商産業省告示第122号）第2条第1号又は第2号に規定する数）

保安業務の区分	保安業務に係る一般消費者等の数		当該事業年度に保安業務を実施した数	
	保安業務計画書に記載した数	保安業務を行うべき数	うち再調査	うち再調査のうち再調査
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸	戸	戸
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸	戸	戸
3. 定期供給設備点検	戸	戸	戸	戸
4. 定期消費設備調査	戸	戸	戸	戸
5. 周知	戸	戸	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸	戸	戸

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

- (備考) 1 定期消費設備調査の「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における「不在数」には、調査又は再調査のために3回以上訪問したが、不在で調査又は再調査が実施できない一般消費者等の数を記載すること。
- 2 「保安業務を行うべき数」の欄及び「当該事業年度に保安業務を実施した数」の欄における括弧内には、他の液化石油ガス販売事業者から受託した保安業務に係る一般消費者等の数を記載すること。
- 3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

現行

第132条（報告）関係

様式2

保安業務実施状況報告書

年 月 日

股

氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者の氏名
認定番号
住所

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第132条の規定により報告します。

1. 報告する事業年度の期間 年 月 日から 年 月 日
2. 保安業務実施状況
事業所の名称
事業所の所在地
保安業務資格者の数
人

保安業務の区分	一般消費者等の数	保安業務を実施した一般消費者等の数
1. 供給開始時点検・調査	戸	戸 (内再調査 戸)
2. 容器交換時等供給設備点検	戸	戸
3. 定期供給設備点検	戸	戸 (内再調査 戸)
4. 定期消費設備調査	戸	戸
5. 周知	戸	戸
6. 緊急時対応	戸	戸
7. 緊急時連絡	戸	戸

3. 役員又は構成員の変更の内容

変更の内容

(備考) この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。